

「株式等振替決済口座管理約款約款」の改正について 新旧対照表

(二重線部分変更)

新	旧
<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(共通番号の届出)</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>第4条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第11条～3 (現行どおり)</p> <p>4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第5号の提示は必要ありません。また、同項第6号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>6 第2項の振替の申請(振替先欄が保有欄であるものに限ります。)を行うお客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権を同項第5号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権の株主、投資主、優先出資者若しくは受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。</p> <p>第12条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(担保株式等の取扱い)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>2 お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権又は株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権及び新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権(以下「担保株式等」といいます。)の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(担保設定者となるべき旨のお申出)</p> <p>第16条 お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式等(登録質の場合は振替株式、振替投資口又は振替優先出資)について、当社に対し、振替株式等の質権設定者(登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者又は登録優先出資質権設定者)となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約)</p> <p>第16条の2 当社が、お客様による権利確定日(権利確定日が休業日である場合にはその前営業日)をいいます。以下本条において同じ。)を受渡日とする上場株券等(取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券又は受益証券発行信託の受益証券をいいます。以下本条において同じ。)の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者又は渡方登録金融機関から当社に対し当該買付けした上場株券等の引渡しが行われないこと(以下「フェイル」といいます。)を確認した場合について、当該権利確定日に係るお客様の株主等(株主、優先出資者、受益権者又は投資主)をいいます。</p>	<p>第1条～第3条 (省 略)</p> <p>(共通番号の届出)</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他の番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令等の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>第4条～第10条 (省 略)</p> <p>(振替の申請)</p> <p>第11条～3 (省 略)</p> <p>4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第5号の提示は必要ありません。また、同項第6号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として指示してください。</p> <p>5 (省 略)</p> <p>6 第2項の振替の申請(振替先欄が保有欄であるものに限ります。)を行うお客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権を同項第5号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権の株主、投資主、優先出資者若しくは受益者の指名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。</p> <p>第12条～第14条 (省 略)</p> <p>(担保株式等の取扱い)</p> <p>第15条 (省 略)</p> <p>2 お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、租税優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権又は株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権及び新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権(以下「担保株式等」といいます。)の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(担保設定者となるべき旨のお申出)</p> <p>第16条 お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式等(登録質の場合は振替株式、振替投資口又は振替優先出資)について、当社に対し、振替株式等の質権設定者(登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者又は登録優先出資質権設定者)となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約)</p> <p>第16条の2 当社が、お客様による権利確定日(権利確定日が休業日である場合にはその前営業日)をいいます。以下本条において同じ。)を受渡日とする上場株式等(取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券又は受益証券発行信託の受益証券をいいます。以下本条において同じ。)の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者又は渡方登録金融機関から当社に対し当該買付けした上場株券等の引渡しが行われないこと(以下「フェイル」といいます。)を確認した場合について、当該権利確定日に係るお客様の株主等(株主、優先出資者、受益権者又は投資主)をいいます。</p>

「株式等振替決済口座管理約款約款」の改正について 新旧対照表

(二重線部分変更)

<p>以下本条において同じ。)としての権利を保全するため、お客様は当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとします。</p> <p>1～7 (現行どおり)</p> <p>2 次の各号に掲げる事由がお客様又は当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合又は当社がお客様に貸し出した上場株券等をお客様が返済できなくなった場合、当社がお客様から提供を受けた上場株券等に係る返還請求権と当社がお客様に貸し出した株券等貸借取引の貸出しに係る返済請求権とを相殺するものとします。</p> <p>1～5 (現行どおり)</p> <p>6 手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき</p> <p>7 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき</p> <p>8 (現行どおり)</p> <p>3～5 (現行どおり)</p> <p>6 第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間に加えお客様名及び当社名を記載した書面(お客様から担保として提供された上場株券等について、第1項第5号に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄及び株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます。)を交付いたします。(電磁的方法により通知する場合:第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供いたします。)</p> <p>7 前項にかかわらず、お客様と当社は、お客様から特段の申し出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。</p> <p>(信託の受託者である場合の取扱い)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(振替先口座等の照会)</p> <p>第18条 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>第19条～第20条 (現行どおり)</p> <p>(振替株式等の発行者である場合の取扱い)</p> <p>第21条 お客様が振替株式、振替投資口又は振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされているお客様の発行する振替株式、振替投資口又は振替優先出資(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。))について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。</p> <p>第21条の2～第24条の4 (現行どおり)</p> <p>(配当金等に関する取扱い)</p> <p>第25条 お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座(以下「預金口座等」といいます。))への振込みの方法により配当金又は分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金又は分配金を受領する預金口座等の指定(以下「配当金等振込指定」といいます。))の取次ぎの請求をすることができます。</p> <p>2 お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座(以下「登録配当金等受領口座」といいます。))への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金又は分配金を受領する方法(以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。))又はお客様が発行者から支払われる配当金又は分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量(当該発行者に係るものに限ります。))に応じて当社に対して配当金又は分配金の</p>	<p>以下本条において同じ。)としての権利を保全するため、お客様は当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとします。</p> <p>1～7 (省 略)</p> <p>2 次の各号に掲げる事由がお客様又は当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株式等を当社が返還することができなくなった場合又は当社がお客様に貸し出した上場株券等をお客様が返済できなくなった場合、当社がお客様から提供を受けた上場株券等に係る返還請求権と当社がお客様に貸し出した株券等貸借取引の貸出しに係る返済請求権とを相殺するものとします。</p> <p>1～5 (省 略)</p> <p>6 手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき</p> <p>7 自己の責めに帰すべき事由によりその存在が不明となったとき</p> <p>8 (省 略)</p> <p>3～5 (省 略)</p> <p>6 第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間に加えお客様名及び当社名を記載した書面(お客様から担保として提供された上場株券等について、第1項第5号に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄及び株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます。)を交付いたします。(電磁的方法により通知する場合:第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供いたします。)</p> <p>7 前項にかかわらず、お客様と当社は、お客様から特段の申し出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。</p> <p>(信託の受託者である場合の取扱い)</p> <p>第17条 (省 略)</p> <p>(振替先口座等の照会)</p> <p>第18条 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。</p> <p>2～3 (省 略)</p> <p>第19条～第20条 (省 略)</p> <p>(振替株式等の発行者である場合の取扱い)</p> <p>第21条 お客様が振替株式、振替投資口又は振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされているお客様の発行する振替株式、振替投資口又は振替優先出資(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。))について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。</p> <p>第21条の2～第24条の4 (省 略)</p> <p>(配当金等に関する取扱い)</p> <p>第25条 お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座(以下「預金口座等」といいます。))への振込みの方法により配当金又は分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金又は分配金を受領する預金口座等の指定(以下「配当金振込指定」といいます。))の取次ぎの請求をすることができます。</p> <p>2 お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座(以下「登録配当金受領口座」といいます。))への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金又は分配金を受領する方法(以下「登録配当金受領口座方式」といいます。))又はお客様が発行者から支払われる配当金又は分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量(当該発行者に係るものに限ります。))に応じて当社に対して配当金又は分配金の</p>
---	---

「株式等振替決済口座管理約款約款」の改正について 新旧対照表

(二重線部分変更)

<p>金の支払いを行うことにより、お客様が配当金又は分配金を受領する方式（以下「株式数等比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>3 お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>1 お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>4 お客様に代理して配当金又は分配金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金又は分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金又は分配金の受領割合等については、発行者による配当金又は分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。</p> <p>5 発行者が、お客様の受領すべき配当金又は分配金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金又は分配金の支払債務が消滅すること。</p> <p>6 お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。</p> <p>イ. ～ハ. (現行どおり)</p> <p>4 登録配当金等受領口座方式又は株式数等比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。</p> <p>(振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等【振替受益権に関する規定】)</p> <p>第25条の2 (現行どおり)</p> <p>(振替受益権の信託財産の配当等の処理【振替受益権に関する規定】)</p> <p>第25条の3 振替受益権の信託財産に係る配当金又は収益分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理も、<u>信託契約に定めるところにより、処理することとします。</u></p> <p>第25条の4～第25条の6 (現行どおり)</p> <p>(振替受益権の証明書の請求等【振替受益権に関する規定】)</p> <p>第25条の7 お客様が当社に対し、振替法第127条の27第3項の書面の交付を請求することができます。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(総株主等の通知等に係る処理)</p> <p>第26条 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。）の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。</p> <p>2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者（振替上場投資信託受益権にあっては発行者及び受託者。次項において同じ。）に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。</p>	<p>支払いを行うところにより、お客様が配当金又は分配金を受領する方式（以下「株式数比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>3 お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>1 お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替株式等の数量に係る配当金の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。</p> <p>2～3 (省 略)</p> <p>4 お客様に代理して配当金又は分配金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金又は分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金又は分配金の受領割合等については、発行者による分配金又は分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。</p> <p>5 発行者が、お客様の受領すべき配当金又は分配金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金又は分配金支払債務が消滅すること。</p> <p>6 お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数比例配分方式を利用することはできないこと。</p> <p>イ. ～ハ. (省 略)</p> <p>4 登録配当金等受領口座方式又は株式数等比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。</p> <p>(振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等【振替受益権に関する規定】)</p> <p>第25条の2 (省 略)</p> <p>(振替受益権の信託財産の配当等の処理【振替受益権に関する規定】)</p> <p>第25条の3 振替受益権の信託財産に係る配当金又は収益分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。</p> <p>第25条の4～第25条の6 (省 略)</p> <p>(振替受益権の証明書の請求等【振替受益権に関する規定】)</p> <p>第25条の7 お客様が当社に対し、振替法第127条の27第3項の書面の交付を請求することができます。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(総株主等の通知等に係る処理)</p> <p>第26条 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。）の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。</p> <p>2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等対象となる銘柄である振替株式等の発行者（振替上場投資信託受益権にあっては発行者及び受託者。次項において同じ。）に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。</p>
--	--

「株式会社等振替決済口座管理約款約款」の改正について 新旧対照表

(二重線部分変更)

<p>3 機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等に係る事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>(お客様への連絡事項) 第27条 当社は、振替株式等について、次の事項をお客様にご通知します。 1～2 (現行どおり)</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であつて、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>(振替新株予約権等の行使請求等) 第28条 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日、元利払日期日及び当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。 2～5 (現行どおり)</p> <p>6 お客様は、前項に基づき、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使又は新投資口予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただくものとします。 7～9 (現行どおり)</p> <p>第29条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知)【複数の直近上位機関から開設を受けた顧客口に記載又は記録を行う場合に規定】 第36条 当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であつて、当社のお客様が権利を有する振替株式等についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。 1～2 (現行どおり)</p> <p>3 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録がなされる場合、前号の直近上位機関及びその上位機関(機構を除きます。)<u>の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の数量</u></p> <p>(機構において取り扱う振替株式等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知) 第37条～2 (現行どおり)</p> <p>(解約等) 第38条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は消滅終了されます。この場合、当社から解約の通知があつたときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。 1～3 (現行どおり)</p> <p>4 第34条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合 5～8 (現行どおり)</p>	<p>3 機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等に係る事項について、株主確定日移行において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(お客様への連絡事項) 第27条 当社は、振替株式等について、次の事項をお客様にご通知します。 1～2 (省 略)</p> <p><u>3 お客様に対して機構から通知された事項</u> 2～3 (省 略)</p> <p>4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であつて、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>5 (省 略)</p> <p>(振替新株予約権の行使請求等) 第28条 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日、元利払日期日及び当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。 2～5 (省 略)</p> <p>6 お客様は、前項に基づき、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込み取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使又は新投資口予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただくものとします。 7～9 (省 略)</p> <p>第29条～第35条 (省 略)</p> <p>(複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知)【複数の直近上位機関から開設を受けた顧客口に記載又は記録を行う場合に規定】 第36条 当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であつて、当社のお客様が権利を有する振替株式等についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。 1～2 (省 略)</p> <p>3 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録がなされる場合、前号の直近上位機関及びその上位機関(機構を除きます。)<u>も顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の数量</u></p> <p>(機構において取扱う振替株式等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知) 第37条～2 (省 略)</p> <p>(解約等) 第38条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は消滅終了されます。この場合、当社から解約の通知があつたときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条における当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。 1～3 (省 略)</p> <p>4 第34条による料金の計算期間が満了したときに、<u>口座残高がない場合</u> 5～8 (省 略)</p>
---	---

「株式等振替決済口座管理約款約款」の改正について 新旧対照表

(二重線部分変更)

<p>2 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録されているとき、お客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき又はお客様が他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知若しくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者若しくは反対新投資口予約権者であるとき</p> <p>3 お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整新投資口予約権数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合</p> <p>3～4 (現行どおり)</p> <p>第39条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第41条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>1～3 (現行どおり)</p> <p>4 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替株式等の振替又は抹消に直ちに<u>応じられない</u>場合に生じた損害</p> <p>5～6 (現行どおり)</p> <p>(振替法の施行に向けた手続き等に関する同意)</p> <p>第42条 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律(以下「<u>保振法</u>」といいます。)第2条に規定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。)に該当するものについて、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債(施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものを除きます。)について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、<u>イ、及び</u>に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに<u>ウ</u>から<u>ハ</u>に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと。</p> <p>イ、～<u>ハ</u>. (現行どおり)</p> <p><u>ハ</u>. 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと。</p> <p>ニ、～<u>ハ</u>. (現行どおり)</p> <p>3～5 (現行どおり)</p> <p>(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意【特例上場投資信託受益権に関する規定】)</p> <p>第42条の2 お客様が有する特例上場投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例上場投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号から第6号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>1～6 (現行どおり)</p> <p>(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意【特例受益権に関する規定】)</p> <p>第42条の3 (現行どおり)</p>	<p>2 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録されているとき、お客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき又はお客様が他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知若しくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者若しくは反対新投資口予約権者であるとき</p> <p>3 お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整新投資口予約権数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数又は調整受益数に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合</p> <p>3～4 (省 略)</p> <p>第39条～第40条 (省 略)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第41条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>1～3 (省 略)</p> <p>4 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替株式等の振替又は抹消に直ちに<u>応じられない</u>場合に生じた損害</p> <p>5～6 (省 略)</p> <p>(振替法の施行に向けた手続き等に関する同意)</p> <p>第42条 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律(以下「<u>保振法</u>」といいます。)第2条に規定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。)に該当するものについて、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債(施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものを除きます。)について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、<u>イ、及び</u>に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに<u>ウ</u>から<u>ハ</u>に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと。</p> <p>イ、～<u>ハ</u>. (省 略)</p> <p>当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと。</p> <p>ニ、～<u>ハ</u>. (省 略)</p> <p>3～5 (省 略)</p> <p>(振替法に基づく振替制度への以降手続き等に関する同意【特例上場投資信託受益権に関する規定】)</p> <p>第42条の2 お客様が有する特例上場投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例上場投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号から第6号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>1～6 (省 略)</p> <p>(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意【特例受益権に関する規定】)</p> <p>第42条の3 (省 略)</p>
--	--

「株式等振替決済口座管理約款約款」の改正について 新旧対照表

(二重線部分変更)

(この約款の変更)

第43条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(個人情報等の取扱い)

第44条 お客様の個人情報「(氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)」の一部又は全部が法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関(以下「機構等」といいます。)に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- 2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf)に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局(IRS)においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
 ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
 ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)

附 則

この約款は平成24年2月21日より適用させていただきます。
 この約款は平成26年7月1日より適用させていただきます。
 この約款は平成26年12月1日より適用させていただきます。
 この約款は平成27年5月1日より適用させていただきます。
 この約款は平成28年1月1日より適用させていただきます。
 この約款は平成29年8月31日より適用させていただきます。
 この約款は平成30年2月15日より適用させていただきます。
 この約款は令和元年5月15日より適用させていただきます。ただし、第16条の2は令和元年7月16日以降に約定した買付けより適用されます。
 この約款は令和2年5月13日より適用させていただきます。
 この約款は令和2年10月1日より適用させていただきます。
 この約款は令和3年4月21日より適用させていただきます。
 この約款は令和4年5月18日より適用させていただきます。

以上

(この約款の変更)

第43条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたとき民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(個人情報等の取扱い)

第44条 お客様の個人情報「(氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)」の一部又は全部が法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関(以下「機構等」といいます。)に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- 2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
 ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
 ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)

附 則

この約款は平成24年2月21日より適用させていただきます。
 この約款は平成26年7月1日より適用させていただきます。
 この約款は平成26年12月1日より適用させていただきます。
 この約款は平成27年5月1日より適用させていただきます。
 この約款は平成28年1月1日より適用させていただきます。
 この約款は平成29年8月31日より適用させていただきます。
 この約款は平成30年2月15日より適用させていただきます。
 この約款は令和元年5月15日より適用させていただきます。ただし、第16条の2は令和元年7月16日以降に約定した買付けより適用されます。
 この約款は令和2年5月13日より適用させていただきます。
 この約款は令和2年10月1日より適用させていただきます。
 この約款は令和3年4月21日より適用させていただきます。

以上